

養護老人ホームと特別養護老人ホームの相違点について

	養護老人ホーム	特別養護老人ホーム
入所要件	<p>養護老人ホームとは、主に経済的な理由で居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の自立者を入所させ、養護することを目的とする施設のことである。特別養護老人ホームと違い、介護保険施設では無い。行政による措置施設であり、入居の申し込みは施設ではなく市町村に行く。</p> <p>経済的困窮者、無年金者であり、①独居高齢者、ホームレス ②被虐待高齢者 ③要支援・要介護者 ④身体・精神・知的障害高齢者 ⑤社会に適応、順応できない高齢者 ⑥他法施設に入居できない高齢者 ⑦地域において生活が困難な高齢者</p>	<p>65歳以上の者であって、身体上または精神上著しい、障害があるために常時の介護を必要とする者(いわゆるねたきり老人等)であって、居宅において適切な介護を受けることが困難な者を入所させる施設。65歳以上というのは基準で認知症や脳の疾患など老化を伴う病気の場合は40歳以上でも入居が認められる場合がある。</p> <p>また、平成27年4月から新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方で、やむを得ない事情がある場合、要介護1・2でも入所可能である。</p>
法制定	老人福祉法(昭和38年1963)	老人福祉法(昭和38年1963)
新法施行		介護保険法(平成12年2000)
制度の特徴	<p>【措置制度】</p> <p>※サービスの提供にあたって、行政機関が、サービスの実施の要否、サービスの内容、提供主体等を決定して、行政処分として利用者に提供する仕組み。</p> <p>社会的支援が必要な人に対して、公平かつ確実にサービスを提供できる。</p> <p>利用者の権利性が弱い。</p> <p>利用者がサービスの選択ができない。</p> <p>所得制限が必要になるため利用する際に、心理的抵抗感がともなう。</p>	<p>【利用契約制度】</p> <p>※利用者がサービス内容や提供機関を選択し、契約を結んでからサービスを利用する。利用者主体の制度。</p> <p>多様な事業主体の参入により、サービスの量的拡大と競争を通じた質の向上が図られる。</p>
財源	租税を財源とする公費方式。	介護リスクの一般性から、給付対象者を限定しがちな公費方式より、社会連帯を基礎とした相互扶助による社会保険方式。
費用の自己負担	応能負担：利用者の所得状況に応じ、39段階にわかれる。	応益負担：基本的に、サービスの利用に応じた定率の1割または2割負担。
財源の内訳	自己負担を除いた費用を、市町村100%	自己負担を除いた費用を、第1号保険料平均22%、第2号保険料28% 国25%(施設等給付費20%、調整交付金5%)、都道府県12.5%、市町村12.5%の按分